

介護保険課給付係からのお知らせ

令和3年9月資料 健康福祉局長寿社会部介護保険課



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防短時間通所型サービス(A7)の
見直しについて



目 次

1. 通所型サービスの現状
スライド番号 3～5
2. 新たな報酬について
スライド番号 6～10
3. 事業所指定について
スライド番号 11～12
4. 川崎市総合事業における問合せ先について
スライド番号 13～15



通所型サービスの現状



■サービス種類

●A6 介護予防通所サービス(従来型)

●A7 介護予防短時間通所サービス(基準緩和型)

- A 7 の事業所数が少なく、利用者の選択肢が少なくなっている。
- 新型コロナウイルスの影響などで、サービス提供実績が低下している。
- 利用者のニーズの変化等を考慮したうえで制度設計を検討する必要がある。



■事業所・利用者数

	事業所数(R3年6月時点)	利用者数(R3年5月審査分)
A6	295か所	7,164名
A7	5か所	328名

■給付実績

(単位:請求明細件数)					
		H29年	H30年	H31年	R2年
A6	計画	—	55,231	59,003	63,033
	実績	53,959	58,289	59,648	57,095
A7	計画	—	4,501	4,809	5,136
	実績	2,777	4,060	4,661	<u>3,798</u>



新たな報酬について



■ 職員配置体制加算

● 単位数

- ①職員配置体制加算(Ⅰ):14単位
- ②職員配置体制加算(Ⅱ):34単位

● 職員配置要件

(A7は指定基準において、介護職員のみ配置すればよい)

- ①介護職員に加え、機能訓練指導員を配置
- ②介護職員に加え、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員を配置
(A6の基準と同じ人員配置)

● 従事要件

利用者の身体機能の維持改善を図るサービス提供に従事しなければならない。



■ 身体機能維持・改善実績加算

14単位

● 判定要件

- ① 指定介護予防短時間通所サービス事業所が職員配置体制加算を算定していること。
- ② 事業所を利用している事業対象者、要支援1又は要支援2の各利用者について、前年1～12月の各月末時点の事業対象の適用の有無又は要支援度を前月と比較し、改善している場合は2点、維持している場合は1点、悪化した場合は－2点とし、全利用者の合計点を月延べ利用人数で除した値が、0.9点以下であること。
- ③ ②においては、月途中で利用終了した者については含めない。ただし、終了理由が要介護・要支援区分の変更申請により要介護に変更したことである場合は、悪化した場合として含めること。



■サービスコード表・単位数マスタについて

●サービスコードは川崎市のホームページへ

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-7-0-0-0-0.html>

●川崎市 令和3年10月版 総合事業単位数表マスタ(CSVファイル)をご利用ください。(10月中旬頃予定)

現在位置: [トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者・介護保険](#) > [介護保険制度](#) > [事業者入口](#) > [介護予防・日常生活支援総合事業](#)

介護予防・日常生活支援総合事業

・業務実施マニュアル・請求事務の手引き

・Q&A

・市民向けリーフレット

・説明会・通知

・サービスコード表・単位数マスタ

・総合事業取り下げ依頼

・事業者指定手続き

・川崎市総合事業事業者リスト

・かわさき暮らしサポーター養成研修

事業者入口

- ・介護保険制度関連
- ・事業者指定関係
- 介護予防・日常生活
- ・居宅介護支援事業
- ・過誤・再審査申立
- ・住宅改修・福祉用
- ・地域包括支援セン
- ・川崎市介護保険事
- ・指導・監査関係
- ・介護報酬改定に

サンキューコー
044-200
(市政に関するお問

通所型サービス(基準緩和サービス)

サービス名称: 介護予防短時間通所サービス
サービス種別コード: A7 (通所型サービス(独自/定率))
(サービスコード)

○自己負担割合1割(給付率90%)

種別	項目	サービス内容等	算定単位	算定単位	算定単位
A7	1101	通所型通所サービス1(90)	143	1割に2割	1割の中で1割～6割まで
A7	1103	通所型通所サービス1(通所)(90)	237	1割に2割	1割の中で1割～6割まで
A7	1105	通所型通所サービス1(入浴)(90)	193	1割に2割	1割の中で1割～6割まで
A7	1107	通所型通所サービス1(通所・入浴)(90)	287	1割に2割	1割の中で1割～6割まで
A7	1201	通所型通所サービス2(90)	149	1割に2割	1割の中で1割～6割まで
A7	1203	通所型通所サービス2(通所)(90)	243	1割に2割	1割の中で1割～6割まで
A7	1205	通所型通所サービス2(入浴)(90)	199	1割に2割	1割の中で1割～6割まで
A7	1207	通所型通所サービス2(通所・入浴)(90)	293	1割に2割	1割の中で1割～6割まで

(加算コード)・・・各加算、月5回までが算定上限となります(一部を除く)。

A7	1803	生活機能向上グループ活動加算(90)	20	1割に2割	1割の中で5割まで
A7	1805	運動機能向上加算(90)	45		
A7	1801	認知機能向上加算(90)	48	1割に2割	1割の中で5割まで
A7	1831	認知機能向上加算(90)	10		
A7	1807	栄養改善加算(90)	40	1割に2割	1割の中で5割まで
A7	1809	口腔機能向上加算(90)	30		
A7	1833	口腔機能向上加算(90)	32	1割に2割	1割の中で5割まで
A7	1811	認知機能向上加算(90)	96		
A7	1813	認知機能向上加算(90)	140	1割に2割	1割の中で5割まで
A7	1823	認知機能向上加算(90)	24		
A7	1825	生活機能向上加算(90)	100	1割に2割	1割の中で5割まで
A7	1827	生活機能向上加算(90)	40		
A7	1837	口腔・栄養スクリーニング加算(90)	20	1割に2割	1割の中で5割まで
A7	1829	口腔・栄養スクリーニング加算(90)	8		
A7	1839	認知機能向上加算(90)	11	1割に2割	1割の中で5割まで
A7	1819	認知機能向上加算(90)	11		
A7	1841	認知機能向上加算(90)	11	1割に2割	1割の中で5割まで
A7	1844	認知機能向上加算(90)	11		
A7	1847	生活機能向上加算(90)	130	1割に2割	1割の中で5割まで
A7	1850	生活機能向上加算(90)	250		
A7	1853	生活機能向上加算(90)	350	1割に2割	1割の中で5割まで
A7	1855	生活機能向上加算(90)	350		

- 届出は川崎市のホームページへ
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000074834.html>
- 職員配置体制加算は勤務形態一覧表
- 身体機能維持・改善実績加算は身体機能維持・改善実績加算判定表

[illegible][illegible]

■事業所指定について

介護予防短時間通所サービスの指定手続きについては、川崎市総合事業専用ナビダイヤル(0570-040-114)までお問い合わせいただくか、以下の川崎市ホームページをご覧ください。

<URL> <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000074854.html>

総合事業における介護予防・生活支援サービスの指定事業所が所在市町村以外の要支援者にサービス提供を行う場合は、それぞれの市町村へ指定申請が必要となる。



例えば、横浜市の事業所が川崎市の要支援者へ「訪問型サービス」または「通所型サービス」を提供する場合は、川崎市の指定事業者である必要があるため、川崎市への指定申請が必要となる。



川崎市の指定を受けている市外事業所は川崎市のホームページで公表

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-8-0-0-0-0.html>



■介護予防短時間通所サービス（A7）案内チラシ



要支援認定
又は
事業対象者の判定
を受けた方へ

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防 短時間通所サービス

生活機能の維持向上のための体幹や筋力トレーニング等を短時間（1時間30分から）で行う介護保険制度にもとづく川崎市独自のサービスです。

**適度な運動を習慣づけて、
毎日元気で自分らしく。**

- 健康で自立した生活を
- 住み慣れた街で元気に
- 無理のない運動習慣を
- 身体を動かす楽しさを
- 心身機能の維持・回復を
- 明るく素敵なシニアに

川崎市 KAWASAKI CITY

お問い合わせ先 0570-040-114

お電話の際は、「短時間通所サービスおチラシを見よ」に併記された要領とスムーズです。

※お問い合わせ先は、川崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要領に基づき、各区の介護予防センターに設置されています。

(表)



実施事業所

令和3年2月現在

ご利用にあたっては、事前に地域包括支援センター等によるケアプランの作成等の「介護予防ケアマネジメント」等が必要となります。

 医療法人 西和会 西和会健康クラブ 川崎区小田原2-13-1F (旧小田原・中野の一部) Tel.044-322-7373 板ばない体操やヨガやダンスなどの交流をしながら、ロープ、マシン、オリジナルトレーニングを行っています。また、新しくヨガバイクを導入しました。	 川崎市特別養老老人 ホーム 長沢社寿の里 多摩区高井2-11-1 (区有地の一部・多摩区の一部・多摩区の一部) Tel.044-976-9003 6種類のマシン器具によるパワーハビリティを行っています。腰が気持ちいいと思える、ほどよい運動です。
 あすかフィジカル センター千代ヶ丘 川崎区千代ヶ丘2-2-8 302号アパート101号 (原宿区・多摩区の一部) Tel.044-456-5711 少人数制で運動だけでなく運動指導に力を入れています。スタッフが専門性を活かして1人ひとりをサポートしていきます。	 Do KAWASAKI 川崎区大宮1-11-50 (区有地の一部・多摩区の一部・多摩区の一部) Tel.044-920-9995 「水中でしか出来ない」運動指導運動を、指導員・インストラクターのもと楽しく安全に行います。
 心体機能訓練 さあ！別館 川崎区上河原1-40-48 (中原区の一部・中原区の一部) Tel.044-767-2202 筋力トレーニングに加え、運動指導員を使用して心臓機能及び持久力の強化、歩行機能の改善、運動指導を目的としたサービスです。	 ケアフルクラブ びんぐ 川崎区河原町南3-2-1 101号（旧ACビル2階） (原宿区) Tel.044-708-1380 いつでも元気で健康的に！マシンを使った筋力トレーニングを中心に充実した運動プログラムを開発します。

お持ちの介護保険負担割合に応じた料金負担があります。詳しくは、お住まいの地域の地域包括支援センターまたは川崎市総合事業専用ナビダイヤル(Tel.0570-040-114)までお問い合わせください。

※色紙の下の()内はサービスの実施場所です。

VERBABLE

(裏)

チラシを作成し、配布することで制度を周知しています。
現在、介護認定結果通知や給付費通知に同封しています。



川崎市総合事業における問合せ先について



■川崎市総合事業の詳細については川崎市のホームページへ

●介護予防・生活支援サービス事業関係

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-0-0-0-0-0.html>

現在位置：[トップページ](#) > [くらし手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者・介護保険](#) > [介護保険制度](#) > [事業者入口](#) > 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業

- > [業務実施マニュアル・請求事務の手引き](#)
- > [Q&A](#)
- > [市民向けリーフレット](#)
- > [説明会・通知](#)
- > [サービスコード表・単位数マスタ](#)
- > [総合事業取り下げ依頼](#)
- > [事業者指定手続き](#)
- > [川崎市総合事業事業者リスト](#)
- > [かわさき暮らしサポーター養成研修](#)

トップページの検索で「総合事業」と入力し検索すると便利です

事業者入口

- * [介護保険制度関連](#)
- * [事業者指定関係](#)
- 介護予防・日常生活
- * [居宅介護支援事業](#)
- * [過誤・再審査申立](#)
- * [住宅改修・福祉用](#)
- * [地域包括支援セン](#)
- 介護予防支援事業
- * [川崎市介護保険事](#)
- [条例等](#)
- * [指導・監査関係](#)
- * [介護報酬改定につ](#)

サンキューコー
044-200
(市政に関するお問

●一般介護予防事業関係

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-2-6-0-0-0-0-0.html>

現在位置：[トップページ](#) > [くらし手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者・介護保険](#) > [介護保険制度](#) > [介護保険とは](#) > 介護予防事業のご案内

介護予防事業のご案内

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます ツイート 2020年10月28日
コンテンツ番号17582

■介護予防とは

介護予防とは、介護が必要な状態にならないように、また、介護が必要な人も、できるだけ機能を維持・改善できるように、心身の機能の低下を予防・回復しようとする取り組みです。

「もの忘れが気になり始めた」「つまづくことが多くなった」「外出がおっくうになった」「食欲が低下した」「むせることが増えた」といった、以前とは違うちょっとした不調のサインはありませんか。

不調のサインを見逃すと、少しずつ生活機能の低下が進み、やがては転倒や骨折、認知症などを招くおそれがあります。

介護予防は決して特別なことではありません。不調のちょっとしたサインに早く気づいて対応すること、できるだけ心身ともに活発な生活を送ることが大切です。

いつまでもいきいきと自分らしく過ごせるように、元気なうちから介護予防に取り組みましょう。

▶ 関連記事

介護保険とは

- * [介護保険制度とは](#)
- * [介護保険料](#)
- * [要介護認定申請](#)
- て
- * [介護保険サービス](#)
- * [地域包括支援セン](#)
- 介護予防事業のこ

サンキューコー
044-200
(市政に関するお問
よくある質問 (FAQ)

電子申請

市役所



■川崎市総合事業に関するお問い合わせ先

川崎市では、川崎市総合事業に関する専用ナビダイヤルを設置しています。

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業専用ナビダイヤル


ナビダイヤル® 0570-040-114
ヨ ボウ イ イ ヨ

受付時間 8:30~17:15 月~金曜日(祝日、12/29~1/3を除く)

